

定期報告をしなければならない建築物等（島根県建築基準法施行細則）

表 1

規制区分	用 途	規 模	期 間
特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が200㎡を超えるもの、又は その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）にあるもの 	【令和5年度】 H29年度を始期として 3年ごと
	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店 マーケット 物品販売業を営む店舗 公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が1,000㎡を超えるもの、又は その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）にあるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> キャバレー カフェー ナイトクラブ 遊技場 ダンスホール 待合 料理店 飲食店 バー 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が300㎡を超えるもの、かつ その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）にあるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> 展示場 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもので、その用途（100㎡超の部分）が3階以上の階又は地階にあるもの 	【令和6年度】 H30年度を始期として 3年ごと
	<ul style="list-style-type: none"> 体育館 博物館 美術館 図書館 ホーリング場 スキー場 スケート場 水泳場 スポーツの練習場 <p>（全て学校に付属するものを除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもので、その用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所（患者の収容施設のあるもの） ホテル、旅館 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が300㎡を超えるもの、又は その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）にあるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校（幼稚園を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が2,000㎡を超えるもの、又は その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）の3階以上の階にあるもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設等（入所施設があるもの） （表1の注2参照） 共同住宅又は寄宿舎（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が300㎡を超えるもの、又は その用途が3階以上の階にあるもの、若しくは地階等（注2）にあるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> 保育所 幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> その用途に供する部分が300㎡を超えるもの、（平屋建てを除く） 		

※建築基準法の規定による検査済証（新築又は全面改築に限る）の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。

注1：共同住宅又は寄宿舎とは…認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。例…グループホーム等

注2：階数が3以上で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く）にあるものに限る。

表 2

規制区分	対 象	例 外	期 間
（防火設備等）	表1に該当する建築物に設けられる防火設備	<ul style="list-style-type: none"> 外壁開口部の防火設備 常時閉鎖式の防火設備 防火ダンパー 	1年ごと

※建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。

※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

表 3

規制区分	用 途	規 模	期 間
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機（フロアタイプに限る） ウォーターシャフト コースター オクトパス メリーゴーランド 観覧車 飛行塔等 	各1基毎	1年ごと

※建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。